

## 4. 大規模開発（4.5ha以上の開発行為）

大規模開発（4.5ha以上の開発行為）については、事前相談、事前協議制度をとっていますので、大規模開発をしようとする者は、「開発許可事前相談申込書」を知事に提出して下さい。

事前相談が終了した後、「開発許可事前協議書」が提出されれば、事前協議を行います。

事前協議が終了した後、開発許可申請を行うこととなります。

### 大規模開発許可事務の許可申請までの流れ概要図

事前相談

開発の構想段階において、当該開発の実施に当たり必要となる許認可、当該許認可に係る事務処理のフロー等について説明を受けることにより、その後の手続が円滑に進むことを目的としています。

事前協議

開発の基本計画について、県の関連部局で構成する横断的組織において種々の観点から検討し、立地の可否等の主要事項に係る調整を行うとともに、その他の関連事項についてあらかじめ事業者へ各部局からの意見を通知し、設計等に反映させることを目的としています。

許可申請

※ 提出部数 事前相談申込書、事前協議書とも

正 1部 副 必要部数

## 開発許可事前相談申込書・事前協議書

下記の開発計画について、事前相談・事前協議します。

平成 年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

印

計 画 の 概 要	1	開発の目的
	2	開発区域に含まれる地域の名称
	3	開発区域の面積
	4	工事着手予定年月日 平成 年 月 日
	5	工事完了予定年月日 平成 年 月 日
	6	イ 都市計画区域（用途地域等 ロ 都市計画区域外
	7	その他必要な事項

(連絡先)

TEL

- 備考 1. 表題の「事前相談申込書・事前協議書」及び1行目の「事前相談・事前協議」は  
いずれか不要なものを抹消すること。
2. 6はイ、ロのいずれかを○で囲むこと。また、用途地域、特定用途制限地域等が  
定められている場合は、( ) 内にその内容を記入すること。
3. 事前相談には、以下の書類、図面等を添付すること。  
① 事業計画書  
② 位置 図（1/50,000 以上）  
③ 現 況 図（1/2,500 以上）  
④ 土地利用計画図（1/1,000 以上）  
⑤ 公 図（法務局備付）  
⑥ 開発区域に含まれる地域の名称一覧表（地番、地目、面積、土地所有者一覧表）  
⑦ その他知事が必要とした書類、図面等
4. 事前協議には、開発許可申請図書と同等な書類、図面等を提出すること。